

# 令和3年第7回教育委員会定例会 会議録

## ■ 開催年月日

令和3年7月26日（月） 13時29分開会  
14時29分閉会

## ■ 開催の場所

指宿市役所 大会議室A

## ■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代  
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 福富 早央里

## ■ 欠席委員

教育委員 : 中村 みゆき

## ■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	鶴窪 誠作
教育部参与兼歴史文化課長	中摩 浩太郎
教育総務課長兼学校給食センター所長	紺屋 聖一
学校整備室長	上村 圭一郎
学校教育課長	常深 章
社会教育課長	内村 喜代志
スポーツ振興課長	和田 哲郎
指宿商業高校事務長	出島 雅彦
学校教育課主幹兼係長	吐師 陽一

## ■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の非公開について
- (7) 議事

- ・ 日程第1 報告第12号 指宿市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱の制定について
  - ・ 日程第2 議案第18号 指宿市体育施設条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出について
  - ・ 日程第3 議案第19号 指宿市立高等学校教科用図書決定について
- (8) その他
- (9) 閉会の宣告

## ■ 会議要旨

### 1 開会の宣告

(吉元教育長)

ただいまから、令和3年第7回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

### 2 会議成立の宣言

(吉元教育長)

本日は、中村委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

### 3 前回の会議録の承認

(吉元教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和3年第6回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

### 4 会議録署名委員の指名

(吉元教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、福富委員をお願いいたします。

### 5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備してありますので、ご覧ください。

1 項目目でございます。

6月28日、保健センターで第37回指宿市新型コロナウイルス対策本部会議がございました。

2 項目目でございます。

6月29日、議場におきまして、令和3年第2回指宿市議会定例会の本会議がございました。

3 項目目でございます。

同じく29日、北側別館講堂におきまして、第1回教育支援委員会がございました。この会議は学期ごとに行っておりますが、支援委員の役割の確認や、支援委員としての研修を行っているところでございます。

4 項目目でございます。

7月5日、開聞小学校におきまして、市教育委員会の学校訪問をさせていただきました。校長の学校経営についての成果や、課題についてお聞きしました。学校内では、礼節がしっかり指導されておりまして、環境整備も行き届いております。七夕職務代理者にも参加していただき、ご指導いただいたところでございます。

5 項目目でございます。

同じく5日、市長応接室におきまして、全国大会に出場する指宿商業高校の女子ソフトテニス部、ビーチバレー男子2名、ワープロ部の生徒の皆さんに、大会出場の報告のため表敬訪問していただきました。市長と私から、全国大会へ出場への激励をしたところでございます。

6 項目目でございます。

7月7日、指宿商業高校におきまして、市教育委員会の学校訪問をさせていただきました。校長の学校経営についてお聞きしたところですが、特に来年度から始まる学科再編につきまして具体化されておりますので、学校の職員が一丸となって取り組んでおります。別府委員にも参加していただき、ご指導いただいたところでございます。

7 項目目でございます。

7月8日、北側別館講堂におきまして、第2回指宿市立小・中・高等学校校長研修会を開催いたしました。私のほうから、校長のリーダー性についてのお話をさせていただきました。また、夏休み期間の過ごし方について、交通事故や水難事故がないように徹底した指導をお願いしたところでございます。

8 項目目でございます。

県下19市教育長会・教育総務課長会が、垂水市のリブマックスリゾート桜島で開催されました。協議の中では特に、G I G Aスクール構想の取組について、多くの質問が出たところでございます。

9 項目目でございます。

7月9日、なのはな館におきまして、地域女性団体の学習大会がありました。今回は、地域づくりについてをテーマにして、地域の組織について協議がなされたところでございます。

10項目目でございます。

7月11日、県民体育大会南薩地区大会で、陸上競技、バドミントン競技、ゲートボール競技、ソフトボール競技を視察し、激励をさせていただきました。

11項目目でございます。

7月14日、教育長室におきまして、歴史文化課の会計年度任用職員の方が、アビリンピック鹿児島県大会で受賞し、その報告をしていただきました。市長と私のほうで、激励をさせていただきます。

12項目目でございます。

同じく14日、川辺会館におきまして、来年度の鹿児島県の公立高等学校の募集定員について、県教育委員会から地区の説明会がございました。

13項目目でございます。

7月15日、西指宿中学校におきまして、南薩教育事務所・市教育委員会の合同学校訪問を行いました。校長の学校経営について、授業参観などをおしまして、教育事務所の指導主事等から指導をいただいたところでございます。学校の中では、学校応援団の協力体制があるなど、地域に根付いた学校であるとの評価もいただいたところでございます。

14項目目でございます。

7月16日、大会議室におきまして、第1回結核対策委員会がございました。

以上で、教育長報告を終わります。

## 6 会議の非公開について

(吉元教育長)

次に、本日の会議の非公開についてお諮りいたします。

本日の会議の議事のうち、日程第3、議案第19号については、教科用図書の採択に関する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱います。

## 7 議事

(吉元教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1、報告第12号、指宿市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱の制定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第1、報告第12号、指宿市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱の制定について、ご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、指宿市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱を別紙のとおり制定したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

歴史文化課では、本年度から令和5年度までの3か年をかけ、指宿市文化財保存活用地域計画の策定に取り組みます。この指宿市文化財保存活用地域計画とは、市民、民間団体、庁内の関係部局など、地域社会総がかりで文化財を守り、活かし、継承する体制の構築を図り、市内にある未指定の文化財も含めた文化財の存続につなげるための総合的・一体的な保存活用計画であり、法定計画となっております。この計画の策定により、文化財に関する市民の関心や理解を促進するとともに、郷土愛の醸成が期待されるものであります。

今回、この地域計画の策定にあたり、文化財の所有者や学識経験者、自治公民館連絡協議会の代表者など、各方面の方々から広く意見を聴取し、計画策定に係る検討・協議を行う協議会の設置を早急に行う必要があったことから、令和3年7月9日に、教育長の臨時代理により本要綱を制定したものであります。

詳細につきましては、中摩教育部参加がご説明いたします。

#### (中摩参加)

それでは、指宿市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱の概要について、ご説明いたしますので、資料の3ページをご覧ください。

まず、第1条では、指宿市文化財保存活用地域計画策定協議会の設置について規定しており、文化財保護法第183条の9第1項に基づき指宿市文化財保存活用地域計画の策定を行うため、協議会を設置することとしております。

次に、第2条では協議会の所掌事務について規定しており、第1号で地域計画の策定に係る検討及び協議に関する事項、第2号で地域計画の策定にあたり必要な事項を所掌事務としております。

第3条では組織について規定しており、協議会は25人以内で組織すること、第2項第1号から第9号で、文化財の所有者や学識経験を有する者など、委員の選出区分を定めております。

また、第4条で協議会に会長と副会長を置き、委員の互選によりこれを定めること、第2項で会長の、第3項で副会長の職務をそれぞれ定めております。

第5条では委員の任期について規定しており、委員の任期は、教育長が委嘱又は任命した日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとしており、第2項で委員が欠けた場合の補欠委員の任期について定めております。

第6条では、会議について規定しており、会議は会長が招集し、会長が会議の議長となること、委嘱又は任命後の最初に開催される会議は教育長が招集するとしております。

また、第2項では会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができないこと、第3項では、協議会は必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができるとしております。

第7条で協議会の庶務について規定しており、庶務は、歴史文化課で処理することとしております。

第8条その他では、この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定めることとしております。

なお、この告示は、令和3年7月9日から施行しております。

以上で、説明を終わります。

#### (吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

#### (七夕職務代理者)

第1条について、例を挙げて、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

#### (中摩参与)

文化財保存活用地域計画につきましてですが、第1条では、その地域計画を策定するために、地域計画策定協議会を設置するとしております。先程、部長からもご説明申し上げましたけれども、指宿市内にある指定文化財、未指定文化財を含めた、文化財の存続に繋げるための法定計画を策定するものとしております。

現状では、各種の指定文化財、未指定文化財につきましては、所有者及び集落等が保存管理をしているというような状況でございます。少子高齢化等により、各集落もしくは個人の方では、今後、十分な文化財の保存活用が繋がられないという現状と課題もございますので、そうしたことに対して、継続可能な体制構築を図るための計画及び一箇所だけではなく、複数の文化財を一つのストーリーに繋げて活用ができるような話作り、ストーリー作りなどを検討する、そういった内容の計画が、文化財保存活用地域計画となっております。そういったことを策定する協議会を設置するものであります。

#### (吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

#### (吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第1、報告第12号は終了いたします。

#### (吉元教育長)

次に、日程第2、議案第18号、指宿市体育施設条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

**(鶴窪部長)**

日程第2, 議案第18号, 指宿市体育施設条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出について, 提案のご説明を申し上げます。

資料の5ページをご覧ください。

指宿市体育施設条例の一部改正に係る議案に関して市長に意見を申し出ることについて, 指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により, 教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は, 指宿市営野球場照明設備の撤去に伴い, 市営野球場の使用時間を変更するため, この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容につきましては, 新旧対照表でご説明いたしますので, 7ページをご覧ください。

指宿市営野球場の使用時間を午前8時30分から午後6時までに改めるものであります。

6ページをご覧ください。

附則で定める施行期日についてご説明いたします。附則で定める施行期日は現在, 空欄となっておりますが, 施行期日については現在, 改修工事を実施している市営野球場の供用開始日と合わせたいと考えております。現時点では, まだ供用開始日が決定していないことから空欄となっておりますが, 本案を議案として, 議会に提出するまでには供用開始日を決定し, 同日をこの条例の施行期日としたいと考えております。

以上で, 説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**(吉元教育長)**

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

**(福富委員)**

照明設備を撤去ということでしたが, 今までの夜間利用が多くなかったということでしょうか。

**(和田課長)**

照明があった頃の利用状況については, 直近3か年の利用状況を申しますと, 平成30年度が127件で5,901人。令和元年度が129件で4,668人。令和2年度が28件で967人でありました。この内の夜間使用となりますと, 平成30年度が15件で905人。令和元年度が17件で664人。令和2年度が0件でした。ほとんどが, ソフトボールのナイターリーグで夏季期間のみの使用, あるいは県体の強化練習としての使用のみとなっております。

**(福富委員)**

もう照明を付けないと決めたのは, 他に代替施設があるからですか。

(和田課長)

野球場に関しては、照明はもう付けないということにしております。今まで行っていたソフトボールに関しては、開聞総合グラウンドが会場使用ということになっておりますので、そちらでの利用促進を図っていきたいということで、我々も進めているところでございます。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2，議案第18号については、提案のとおり同意することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第2，議案第18号は、提案のとおり同意することといたします。

## 議 事 (非公開)

日程第3 議案第19号 「指宿市立高等学校教科用図書決定について」・・・原案同意

(吉元教育長)

以上で、本日、予定されておりました議案等については、すべて終了いたしました。

## 8 その他

(吉元教育長)

これより、その他に入ります。

何かございませんでしょうか。

(上村室長)

それでは、学校整備室におきまして、第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針(案)を作成しましたので、その内容と、今後のスケジュールについて、ご説明させていただきます。

事前に配布させていただきました、第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針(案)という冊子をご覧ください。

まず、今回の基本方針は、これまで、指宿市望ましい学校づくり調整会議で協議してきた中で出された意見等を踏まえ、望ましい学校づくりを推進するために必要な、基本的な事項で構



成することにより、保護者や地域住民の皆様に、より分かりやすいものとして作成しております。

それでは、資料の1ページをご覧ください。

「はじめに」では、これまでの協議の内容や、この基本方針を定める理由などを記載してまいります。

7行目をご覧ください。

指宿地域及び開闢地域では、基本方針についての住民説明会や基本方針を推進するために設置した、指宿市望ましい学校づくり調整会議で協議してきた中で、中学校において、生徒数が少ないことによる部活動の制限や、教科担任による学習指導の充実などの教育環境に対する課題が挙がり、小学校の再編より中学校の再編を望む声が多く出されたところです。このような状況を踏まえ、教育委員会では、今後の望ましい学校づくりについて、まずは、中学校の再編を推進していきます、としております。

このように、この第2次基本方針においては、中学校再編を中心に進めていくことを記載しております。

その次の行の、「また」から始まる部分ですが、ここには、学校施設の老朽化が進んでいることなどにより、令和3年3月に策定した「指宿市学校施設長寿命化計画」を効果的に進めるため、学校再編の道標を早めに示す必要があることを記載し、学校再編と学校施設の整備を一体的に進めることを示しております。

下から4行目をご覧ください。

このことから、これまでの基本方針を見直し、長期的な指宿市の教育環境を見据え、中学校の学校規模の適正化を図ることを柱とした「第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針」を定め、次代を担う指宿市の子供たちのために、将来にわたって望ましい学校づくりに取り組んでまいります、としております。

2ページをご覧ください。

まず、2ページで学校の状況を示し、3ページから基本的な考え方を示しております。

それでは、2ページ、1番の「学校の状況」です。(1)で、児童生徒数の推移を記載しております。児童生徒数は、過疎化や少子化を背景に、昭和30年代のピーク時に比べ、8割以上減少し、令和3年5月1日時点では、中学生996人、小学生1,939人となっています。今後の児童生徒数を、指宿市第2期人口ビジョンの将来人口の推移を基に推計したところ、20年後の令和23年には中学生680人、小学生1,293人、30年後の令和33年には中学生607人、小学生1,162人になる見込みとなっております。

なお、30年前から40年後までの児童生徒数の推移を、下の表に掲載しております。

次の(2)では、学校施設の状況を記載しております。学校施設は、昭和30年から40年代の児童生徒数のピーク時に整備されたものが多く、建築経過年数が50年以上経過した校舎がある学校の割合は、全14校中の64%に上り、これまで、耐震補強工事や大規模改修工事を行い、学校施設の維持保全を行っていますが、ほとんどの学校施設で老朽化が進んでいます。また、既存の学校施設を改修することで、一定期間の利用延長は可能ですが、建築後85年を経過する

ような学校施設については、建て替えが必要になります。建て替えをする際には、その後、長期的に利用する計画も必要になります。

今、申し上げましたとおり、1の「学校の状況」では、児童生徒数が減少していく状況や、学校施設が老朽化しているという状況を記載しております。

3ページをご覧ください。

次に、2番の「基本的な考え方」です。1行目です。この基本方針では、指宿市の子供たちのために「何が本当に大切なのか」をしっかりと考えながら、20年、30年後の指宿市の姿を見据え、学校教育の変化や、多様な教育的ニーズに対応できるように、望ましい学校教育環境を整えていくことを最大の目的としています。この目的を踏まえ、「子供たちにとっての望ましい学校」の個別具体案を作成し、学校規模、施設、地域連携等の課題解決に向け、保護者や地域住民の皆さまのご理解とご協力を得られるように協議を進めていきます、として、ここには、基本的な考え方の大筋を記載しております。

次に、(1)の望ましい学校規模です。学校教育において、児童生徒が集団の中で、様々な考え方に触れ、互いに協力し合い、そして切磋琢磨しながら「生きる力」を身に付けていくことは、とても重要であると考えます。そのためには、ある程度の学校規模や学級集団を確保することが必要です。学校規模は、学校教育法施行規則では、小・中学校ともに、「12学級以上18学級以下」が標準とされています。また、文部科学省が策定している「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」には、中学校の望ましい学級数の考え方として、「免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上が望ましい」となっています。このようなことから、「指宿市の望ましい学級規模」を、次のように定め、望ましい学校づくりに取り組みます、としております。

下の表のとおり、指宿市の望ましい学校規模としまして、中学校を1校当たり9学級から18学級の各学年3学級から6学級とし、小学校を1校当たり12学級から18学級の各学年2学級から3学級と定めております。

学校規模については、平成22年に策定した「指宿市望ましい学校環境整備計画」において、適正な学校規模として定めておりましたが、これまでの基本方針においては、望ましい学校規模の記載がありませんでしたので、第2次基本方針においては、望ましい学校規模を示すこととしたところであります。

次に、(2)の教育環境の長期的な将来ビジョンです。教育委員会が推計した児童生徒数の将来予測値で学級数を試算したところ、30年後の令和33年には、中学校が18学級、小学校が36学級となり、その後も児童生徒数の減少に伴い、学級数も減少していく見込みです。このようなことから、30年後には、中学校は2校若しくは1校、小学校は3校若しくは2校に集約するよう、老朽化が進む学校施設の計画的改修と併せて、将来を見据えた望ましい学校づくりを進めます、としております。

ここでは、これまで協議を重ねてきた各学校区の調整会議の中で、20年後を見据えて検討してほしい、将来的なビジョンを持っておく必要がある、などの意見があったことから、長期的な将来について、教育委員会としての考え方を示したものであります。

4ページをご覧ください。

次に、(3)の望ましい教育環境への短期的な取組です。まず、①で中学校の適正規模化を記載しております。現在、市内全ての中学校において、学校規模の小規模化が進んでいます。中でも、西指宿中学校及び開聞中学校においては、3学年とも単学級であり、部活動や合唱・合奏などの集団活動が制限され、教科担任による学習指導が十分にできていない教科があるなど、生徒にとって良好な学習環境とはいえない状況となっております。

そこで、中学校においては、早期に再編を行い、学習環境の改善を図る必要があると考えます。しかしながら、現時点の生徒数で、長期的な将来ビジョンに掲げる、市内で2校若しくは1校に集約すると過大な学校となるため、再編の協議に相当な期間が必要になります。このようなことから、西指宿中学校と北指宿中学校を、開聞中学校と山川中学校を、それぞれ既存校1校に集約することを目指していきます、としています。ここでは、中学校における早期の再編の必要性について記載し、具体的な再編の枠組みを示し、保護者や地域住民の再編に対する判断材料にしたいと考えております。

次に、②の小学校の適正規模化です。小学校については、継続して、将来を見据えた、開聞地域及び指宿地域全体での学校規模の適正化についての検討を進めていきますが、複式学級の解消など、喫緊の課題について、地域からの要望があった場合は、逐次協議していき、としています。ここでは、小学校についての取組を記載しておりますが、これまでの小学校の再編に関する協議では、地域の方々の小学校に対する熱い思いがあり、なかなか再編を進めることが難しく、山川地域のみが再編することができました。このことから、小学校の再編につきましては、検討は進めますが、本格的な再編の協議については、地域からの要望があるまでは、中学校の再編を中心に進めていくこととしております。

次に、③の閉校後の学校跡地の活用です。閉校後の学校跡地については、地域の要望等を尊重しながら、地域の活性化に生かされるような利活用等について協議していき、としております。学校跡地の利活用については、閉校後、すぐに利活用についての方向性を定められるよう、再編の協議と併せて協議しなければならない項目ですので、今回の基本方針においては、学校跡地の活用について方針を記載いたしました。

5ページをご覧ください。

5ページから6ページは、参考図表として、「児童生徒数の推移」、「中学校別学級数の推移予測」、「小中学校校舎の築年数」を掲載しております。

以上が、基本方針(案)の主な内容です。

今後のスケジュールですが、この基本方針(案)を来月、望ましい学校づくり調整会議に文書で報告し、パブリック・コメントを行った後、9月の定例教育委員会への提案と、総合教育会議での協議を経まして、基本方針として策定したいと考えております。また、年内には地域説明会を実施し、年明けには、保護者や地域住民へアンケートを実施する予定としております。

以上で、第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針(案)の説明を終わります。

(吉元教育長)

暫時休憩いたします。

(吉元教育長)

会議を再開いたします。  
その他で、他にございませんか。

(なしの声)

## 9 閉会

(吉元教育長)

以上で、令和3年第7回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。